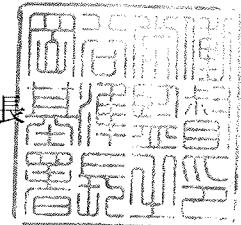




岡谷基発 0316 第 1 号
令和 4 年 3 月 16 日

一般社団法人諏訪労働基準協会 会長 殿

岡谷労働基準監督署長



職場復帰する際に職場等に対する陰性証明等の提出が
不要であることについて（周知依頼）

平素より労働基準行政の運営について、格別なるご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、別添のとおり、新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）において、「新型コロナウイルス感染症患者については、療養終了後に勤務等を再開するに当たって、職場等に、陰性証明を提出する必要はない」旨が示されているところです。

今般、厚生労働省から「陽性者の療養期間又は濃厚接触者の待機期間については、定められた日数を経過した場合には、療養・待機を終了することとし、解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又はPCR検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等を提出する必要ないこと」が示されたことから、この内容についてご理解いただきますとともに、傘下の事業場に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け）（抄）

（令和4年2月16日時点版）

10 その他（職場での嫌がらせ、採用内定取消し、解雇・雇止めなど）

＜検査結果の証明について＞

問7) 労働者を就業させる上で、労働者が新型コロナウイルス感染症に感染しているかどうか確認することはできますか。

答7) 現在、PCR検査は、医師が診療のために必要と判断した場合、又は、公衆衛生上の観点から自治体が必要と判断した場合に実施しています。そのため、医師や自治体にPCR検査が必要と判断されていない労働者について、事業者等からの依頼により、各種証明がされることはありません。

また、新型コロナウイルス感染症患者については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て、入院・宿泊療養・自宅療養を終えるものであるため、療養終了後に勤務等を再開するに当たって、職場等に、陰性証明を提出する必要はありません。

PCR検査を実施した医療機関や保健所において、各種証明がされるかどうかは、医療機関や保健所によって取扱いが異なりますが、国内での感染者数が増える中で、医療機関や保健所への各種証明の請求についてはお控えいただくよう、お願いします。

なお、PCR検査では、検体採取の際の手技が適切でない場合や、検体を採取する時期により、対象者のウイルス量が検出限界以下となり、最初の検査で陰性になった者が、その後陽性になる可能性もあり得ます。

（参考）

・令和2年3月19日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関する補足資料の送付について（その7）」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）

「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制についてのQ&A」2.帰国者・接触者外来について（20）

（<https://www.mhlw.go.jp/content/000621714.pdf>）

・令和2年4月24日事務連絡「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関するQ&Aについて（その3）」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部【主に一般の方等向け】問15）

（<https://www.mhlw.go.jp/content/000625171.pdf>）

